

「中小企業の会計に関する指針」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日
日本税理士会連合会
日本公認会計士協会
日本商工会議所
企業会計基準委員会

「中小企業の会計に関する指針（平成 21 年版）」（最終改正 平成 21 年 4 月 17 日）を次のように一部改正する。

改正指針（平成 22 年 4 月 26 日）	旧指針（平成 21 年 4 月 17 日）
<p>中小企業の会計に関する指針 （平成 22 年版）</p> <p>平成 17 年 8 月 1 日 改正 平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 4 月 27 日 改正 平成 20 年 5 月 1 日 改正 平成 21 年 4 月 17 日 <u>最終改正 平成 22 年 4 月 26 日</u></p> <p>日本税理士会連合会 日本公認会計士協会 日本商工会議所 企業会計基準委員会</p>	<p>中小企業の会計に関する指針 （平成 21 年版）</p> <p>平成 17 年 8 月 1 日 改正 平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 4 月 27 日 改正 平成 20 年 5 月 1 日 <u>最終改正 平成 21 年 4 月 17 日</u></p> <p>日本公認会計士協会 日本税理士会連合会 日本商工会議所 企業会計基準委員会</p>

改正指針（平成 22 年 4 月 26 日）	旧指針（平成 21 年 4 月 17 日）
<p>〔棚卸資産〕</p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 棚卸資産の取得価額は、購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算する。ただし、少額な付隨費用は取得価額に加算しないことができる。 ➢ 棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。 ➢ 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められる方法とする。なお、最終仕入原価法も、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、用いることができる。 <p>28 . 棚卸資産の評価方法</p> <p>棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められる方法による。</p> <p>なお、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、最終仕入原価法を用いることもできる。</p>	<p>〔棚卸資産〕</p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 棚卸資産の取得価額は、購入代価又は製造原価に引取費用等の付隨費用を加算する。ただし、少額な付隨費用は取得価額に加算しないことができる。 ➢ 棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。 ➢ 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、<u>後入先出法</u>、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められる方法とする。なお、最終仕入原価法も、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、用いることができる。 <p>28 . 棚卸資産の評価方法</p> <p>棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、<u>後入先出法</u>、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められる方法による。</p> <p>なお、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、最終仕入原価法を用いることもできる。</p>
<p>〔組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）〕</p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業結合が行われた場合、結合企業に適用すべき会計処理は、企業結合の会計上の分類に基づき決定される。会計上の分類は、取得（一方の会社が他の会社を支配したと認められる企業結合）共同支配企業の形成（共同支配となる企業結合）及び共通支配下の取引等（親会社と子会社、 	<p>〔組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）〕</p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業結合が行われた場合、結合企業に適用すべき会計処理は、企業結合の会計上の分類に基づき決定される。会計上の分類は、取得（一方の会社が他の会社を支配したと認められる企業結合）<u>持分の結合（いずれの会社も他の会社を支配したとは認められない企業結合）</u>共同支配企業の

改正指針（平成 22 年 4 月 26 日）	旧指針（平成 21 年 4 月 17 日）
<p>あるいは子会社と子会社の企業結合などグループ内の組織再編)である。</p>	<p>形成(共同支配となる企業結合)及び共通支配下の取引等(親会社と子会社、あるいは子会社と子会社の企業結合などグループ内の組織再編)の4つである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 結合企業が被結合企業から受け入れる資産及び負債は、企業結合が取得と判定された場合には時価を付し、それ以外の場合には被結合企業の適正な帳簿価額を付すことになる。時価を付すべき場合にも、一定の要件を満たす場合には、被結合企業の適正な帳簿価額によることができる。 ➤ 事業分離が行われた場合、分離元企業に適用すべき会計処理は、分離元企業にとって移転した事業に対する投資が継続しているかどうかに基づき決定される。 ➤ 投資が継続している場合(受取対価が株式のみで、その株式が子会社株式又は関連会社株式に該当する場合)には、損益は発生せず、投資が清算された場合(受取対価が現金の場合など)には、原則として、移転損益が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 結合企業が被結合企業から受け入れる資産及び負債は、企業結合が取得と判定された場合には時価を付し、それ以外の場合には被結合企業の適正な帳簿価額を付すことになる。時価を付すべき場合にも、一定の要件を満たす場合には、被結合企業の適正な帳簿価額によることができる。 ➤ 事業分離が行われた場合、分離元企業に適用すべき会計処理は、分離元企業にとって移転した事業に対する投資が継続しているかどうかに基づき決定される。 ➤ 投資が継続している場合(受取対価が株式のみで、その株式が子会社株式又は関連会社株式に該当する場合)には、損益は発生せず、投資が清算された場合(受取対価が現金の場合など)には、原則として、移転損益が発生する。
<p>80. 企業結合会計</p> <p>(1) 企業結合会計の概要</p> <p>企業結合とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。企業結合の形式としては、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転などの組織再編がある。</p> <p>会計上は、このような組織再編の形式にかかわらず、企業結合の会計上の分類(取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引等)に基づき結合企業(吸收合併存続会社、吸收分割承継会社、新設分割設立会社、事業譲受会社など)に適用すべき会計処理が決定される。したがって、</p>	<p>80. 企業結合会計</p> <p>(1) 企業結合会計の概要</p> <p>企業結合とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。企業結合の形式としては、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転などの組織再編がある。</p> <p>会計上は、このような組織再編の形式にかかわらず、企業結合の会計上の分類(取得、<u>持分の結合</u>、共同支配企業の形成、共通支配下の取引等の4つ)に基づき結合企業(吸收合併存続会社、吸收分割承継会社、新設分割設立会社、事業譲受会社など)に適用すべき会計処理が決定さ</p>

改正指針（平成 22 年 4 月 26 日）	旧指針（平成 21 年 4 月 17 日）
<p>ある企業結合が行われた場合、それがどの企業結合の会計上の分類に該当するのかを識別することが必要になる。</p>	<p>れる。したがって、ある企業結合が行われた場合、それがどの企業結合の会計上の分類に該当するのかを識別することが必要になる。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>(4) 増加する株主資本の会計処理 企業結合が取得と判定された場合で対価として株式を交付したときは、払込資本（資本金、資本準備金及びその他資本剰余金のいずれか）を増加させる。</p>	<p>(4) 増加する株主資本の会計処理 企業結合が取得と判定された場合で対価として株式を交付したときは、払込資本（資本金、資本準備金及びその他資本剰余金のいずれか）を増加させる。<u>企業結合が持分の結合と判定された場合には、被結合企業の株主資本の各項目をそのまま引き継ぐ。</u></p>
<p>〔個別注記表〕</p>	<p>〔個別注記表〕</p>
<p>82. 会社計算規則の規定 会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されている。また、それ以外であって、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならない。なお、個別注記表については、必ず「注記表」という1つの書面として作成しなければならないということではなく、従来どおり貸借対照表などの注記事項として記載することも認められている。</p>	<p>82. 会社計算規則の規定 会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されている。また、それ以外であって、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならない。なお、個別注記表については、必ず「注記表」という1つの書面として作成しなければならないということではなく、従来どおり貸借対照表などの注記事項として記載することも認められている。</p>
<p>ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表（ ）や会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表（ ）に</p>	<p>ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表（ ）や会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表（ ）に</p>

改正指針（平成 22 年 4 月 26 日）	旧指針（平成 21 年 4 月 17 日）	
については、以下の表のとおり注記を要しない項目が規定されている。	については、以下の表のとおり注記を要しない項目が規定されている。	
(注記を要求される項目……、注記を要求されない項目……×)		
項目		
(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記		
(3) 貸借対照表に関する注記	×	
(4) 損益計算書に関する注記	×	
(5) 株主資本等変動計算書に関する注記		
(6) 税効果会計に関する注記	×	
(7) リースにより使用する固定資産に関する注記	×	
(8) 金融商品に関する注記	×	—
(9) 賃貸等不動産に関する注記	×	—
(10) 持分法損益等に関する注記	×	×
(11) 関連当事者との取引に関する注記	×	
(12) 一株当たり情報に関する注記	×	
(13) 重要な後発事象に関する注記	×	
(14) 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×
(15) その他の注記		
<u>〔今後の検討事項〕</u>		
89. 資産除去債務	(新設)	
有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じるその有		

改正指針（平成 22 年 4 月 26 日）	旧指針（平成 21 年 4 月 17 日）
<p><u>形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものは、会社法上、資産除去債務として負債の部に計上しなければならない(会社計算規則第 2 条第 3 項第56号、第75条第 2 項第 1 号又、同項第 2 号ト)。また、企業会計においても「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18号)が公表されており、原則として平成22年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されている。本指針における資産除去債務の取扱いについては、今後の我が国における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ、引き続き検討することとする。</u></p>	